

# 第114期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

平成29年6月29日（木）午前10時

## 場所

松山市南堀端町1番地 伊予銀行本店 4階ホール

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

駐車場は収容台数に限りがございますので、誠に申し訳ありませんが、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

第114期定時株主総会招集ご通知 …… 1

### (添付書類)

事業報告 …… 3  
計算書類 …… 33  
連結計算書類 …… 36  
監査報告書 …… 40

### (株主総会参考書類)

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 …… 44  
第2号議案 監査等委員である取締役6名選任の件 …… 50

インターネット等による議決権行使のご案内 …… 59

株式会社 伊予銀行

証券コード：8385

(証券コード 8385)  
平成29年6月7日

株 主 各 位

松山市南堀端町1番地

株式会社伊予銀行

取締役頭取 大塚 岩 男

## 第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日） 午前10時

2. 場 所 松山市南堀端町1番地 伊予銀行本店 4階ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
  2. 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

#### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

#### (2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（59頁～60頁）の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますのでご了承くださいようお願い申し上げます。
  - ◎次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.iyobank.co.jp/>）に掲載しますので、本招集ご通知には記載しておりません。
    - ①事業報告の新株予約権等に関する事項
    - ②計算書類の株主資本等変動計算書
    - ③計算書類の個別注記表
    - ④連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
    - ⑤連結計算書類の連結注記表
- したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類または連結計算書類の一部であります。
- ◎事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.iyobank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 添付書類

# 第114期（平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### <当行の主要な事業内容>

当行は、本店のほか支店等において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。また、ビジネスマッチング・M&A等のサービスを中心とするソリューション業務にも積極的に取り組んでおります。

#### <金融経済環境>

当期のわが国経済は、輸出の持ち直しに加え、緩和的な金融政策や政府の大型経済対策による内需の下支えもあって、基調としては緩やかな回復が続きました。米大統領選挙後の株高・円安の動きを受けて企業マインドが改善し、設備投資も持ち直しの動きがみられますが、先行きについては、海外経済の不確実性や金融市場の変動など懸念材料が残ることから、回復は緩やかなものにとどまる見通しです。

愛媛県経済は、個人消費など一部で改善に遅れはみられますが、今後は、全国同様、企業マインドの改善、設備投資の持ち直しにより、緩やかな回復が続くと期待されます。

#### <事業の経過及び成果>

このような情勢のもと、当行は、お客さまへの感謝の心を行動の原点に、多様化・高度化するお客さまニーズにお応えする商品・サービス等のご提供と態勢整備に努め、「10年先も必要とされる銀行」を目指し、業容の拡大と収益力の強化に努めてまいりました。

## 【コーポレートガバナンスについて】

コーポレートガバナンスにつきましては、昨年6月に、当行初となる女性社外取締役が就任し、取締役総数14名のうち5名が社外取締役となりました。取締役の多様性が広がり、また社外取締役の占める割合が3分の1を超え、監査・監督機能の強化、取締役会の活性化につながっております。

さらに、本年3月には、取締役等の指名・報酬等を審議する任意の委員会として、代表取締役及び全監査等委員で構成する「経営審議委員会」を設置いたしました。当行は引き続きコーポレートガバナンス体制の強化と機能の充実に努めてまいります。

## 【地域活性化への取組み】

「地域とともに持続的に発展する」という思いから、地域活性化に関する様々な施策に取り組んでまいりました。

貸出・ソリューション業務につきましては、お客さまの経営課題解決や成長支援を目的とする「事業性評価に基づく営業活動」に引き続き取り組むとともに、昨年7月には、「ふるさと応援私募債『学び舎』」の取扱いを開始いたしました。この私募債は、社債発行手数料の一部を利用し、地域の学校に図書や備品、スポーツ用品等を寄贈する商品であり、ふるさと・愛媛の次世代を担う子どもたちの成長を、発行企業の皆さまとともに応援してまいります。

また、お取引先さまの販路拡大をサポートするため、地銀7行による「TSUBASA（翼）プロジェクト」参加行共催により「バンコクビジネス交流会」を本年3月に開催いたしました。

創業支援につきましては、昨年6月から11月に「いよぎんビジネスプランコンテスト2016」、本年1月には「『いよぎんみらい起業塾』女性起業家支援セミナー」を開催いたしました。さらに、本年2月からは、いよぎん地域経済研究センターとの共催により、「えひめ起業家Innovation（イノベーション）松山 地域クラウド交流会」を開催しており、創業を目指す方のお手伝いにも今後より一層注力してまいります。

地域経済の活性化を図るため、愛媛県南予地域を舞台に開催された「えひめいやしの南予博2016」を応援する、「いやしの南予泊」運動を昨年4月から11月まで実施し、観光支援にも取り組んでまいりました。

また、昨年11月には、阿波銀行、百十四銀行、及び四国銀行の3行と四国創生に向けた包括的な提携として「四国アライアンス」を締結いたしました。

### **【本部組織】**

本部組織につきましては、「地域創生」に積極的に貢献できる体制を構築するため、昨年8月に「地域創生部」を新設するとともに、クロスボーダー貸出やプロジェクトファイナンス等の市場性貸出の推進態勢を強化するため、審査部内に「市場型貸出審査室」を新設いたしました。

また、本年2月には、「四国アライアンス」へ参画する四国の地方銀行4行間及び当行グループ内における連携ならびに関連施策等に係る企画・統括・推進体制を整備するため、総合企画部内に「四国アライアンス推進室」を新設いたしました。

### **【店舗・ATM】**

店舗につきましては、国内13都府県に地方銀行中第1位の広域店舗ネットワークを展開しつつ、お客さまにより快適にご利用いただけるよう、店舗環境の充実と受付態勢の強化に努めてまいりました。

昨年8月に「三崎支店」と「川之石支店」を行政庁舎内に移転オープンし、地域住民の皆さまが行政サービスと銀行サービスをワンストップでご利用いただけるようになりました。

また、本年1月に「小田支店」の窓口営業時間の変更を行いました。営業時間の変更は、銀行法施行規則改正後、全国の銀行では初めての取組みであり、今後も地域との接点の維持に努めてまいります。

さらに、昨年12月に「シンガポール駐在員事務所」を「シンガポール支店」に昇格いたしました。同店では、当行からの派遣行員7名、現地スタッフ5名の計12名体制で、各種金融サービスの提供、A S E A N地域の情報収集に加え、シッフファイナンスを中心とする現地での貸出業務も行い、A S E A N地域と地元愛媛を結ぶ拠点として、お取引先さまの海外進出ニーズにお応えしてまいります。

店外キャッシュコーナーにつきましては、愛媛県内では最多の218か所に設置（2017年3月末現在、コンビニA T Mを除く）しておりますほか、四国の地方銀行（阿波銀行、百十四銀行、四国銀行）、広島銀行、山陰合同銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会及び愛媛県内の農業協同組合と「他行A T Mご利用手数料無料サービス」を提携しております。

### 【商品・サービス等】

ローン商品につきましては、本年1月に「新スピードカードローン」の商品内容の改定を行い、契約年齢の引き上げやご利用限度額の増額、来店不要の申込を可能にするなど、お客さまの利便性の向上に努めております。

保険相談の専門窓口であります「いよぎん保険プラザ」につきましては、本年1月に「保険プラザ宇和島」、「保険プラザ大洲」を開設し、県内8拠点（2017年3月末現在）にて、専門スタッフがお客さまの多様なニーズにお応えできる態勢を整備いたしました。

また、お客さまの資産形成・資産運用サポートに関する取組方針として、本年3月に「フィデューシャリー・デューティー宣言」を策定し、公表いたしました。この宣言のもと、真にお客さまのためとなる質の高い金融サービスと専門性の高いコンサルティングを行い、より一層お客さまの信頼に応えてまいります。

新しい商品・サービスの提供に向けて、昨年10月に「Yahoo!ウォレット」の「預金払い」、昨年10月と本年3月には「Yahoo!マネー」、「楽天E d y」への電子マネーチャージ機能の提供をそれぞれ開始し、新たな決済サービスへの対応を行ってまいりました。

さらに、昨年7月に、当行及び地銀5行とベンダーによる共同出資会社「T&Iイノベーションセンター」を設立いたしました。今後もフィンテックを活用した金融サービスの企画・開発を行い、お客さまの利便性の向上に努めてまいります。

## 【CSR（企業の社会的責任）への取組み】

CSR（企業の社会的責任）につきましては、当行の企業理念であります「潤いと活力ある地域の明日を創る」の実現に向けて、本部横断的な組織として設置いたしております「CSR推進委員会」のもと、銀行の本来業務である金融機能の発揮のほか、社会福祉活動・文化活動・環境保全活動等にも積極的に取り組んでおります。

社会福祉活動につきましては、「公益財団法人伊予銀行社会福祉基金」による奨学金・福祉機器の贈呈等を行ってまいりました。なお、奨学金事業は、昭和53年の設立以来、奨学生数は累計804名、奨学金額は累計3億8,799万円（それぞれ2017年3月末現在）となり、引き続き、次世代を担う若い皆さまの支援を行ってまいります。

文化活動につきましては、「地域文化活動助成制度」による助成を引き続き行ってまいりましたほか、「第11回全国高校生金融経済クイズ選手権『エコノミクス甲子園 愛媛大会』」や、「キッズセミナー」を春季と夏季に開催し、次世代を担うお子さまの金融経済教育に取り組んでまいりました。

環境問題への取組みにつきましては、当行が事務局を務める「『森のあるまちづくり』をすすめる会」による植樹活動を、会員企業・団体の皆さまとともに推進してまいりました。平成22年の発足以来、植樹本数は累計46,230本、会員・特別会員数は67団体（2017年3月末現在）となり、地域に植樹活動の輪が広がっております。

また、平成20年3月の創業130周年を記念して創設した伊予銀行環境基金「エバーグリーン」による助成事業についても継続して取り組み、創設から現在までの間に、115先の団体の皆さまに合計4,208万円の助成を行ってまいりました。



さらに、昨年10月には「2016希望郷いわて国体」に当行テニス部、女子ソフトボール部が愛媛県代表として出場いたしました。テニス成年女子の部では愛媛県勢として初優勝を勝ち取ったほか、テニス成年男子の部で6位入賞、女子ソフトボール部が3位入賞し、「2017愛顔つなぐえひめ国体」に向けて弾みをつけることができました。

### 【株主さまご優待制度】

株主さまの日頃のご支援にお応えするとともに、当行株式への投資魅力を高め、より多くの方に当行株式を保有していただくことを目的として、株主さまご優待制度を導入いたしております。

本制度は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された100株から1,000株未満の株主さまには「優待品（今治タオル）」を、1,000株以上保有の株主さまには「株主さまご優待定期預金」、「愛媛県特産品又はT S U B A S Aアライアンス共同企画特産品」、「寄付」のうち、いずれか1つをご選択いただくものとしております。

### 【I R活動】

経営の透明性確保に向けた取組みにつきましては、例年同様、昨年6月及び12月に東京においてアナリスト・機関投資家向け「決算説明会」を、昨年7月には愛媛県内6か所において「伊予銀行決算説明会&特別講演会」を開催し、積極的なディスクロージャーに努めてまいりました。

なお、株主さま、お取引先さま、投資家の皆さまに当行の経営内容をより深くご理解いただくため、株式会社格付投資情報センター（R&I）から「AA-」、海外の格付会社であるスタンダード&プアーズ（S&P）から「A」、株式会社日本格付研究所（JCR）から「AA」の格付をそれぞれ取得し、高い評価を受けております。

## 【リスク管理・コンプライアンス】

リスク管理に関する取組みにつきましては、地震を始めとする大規模災害発生時に加え、新型インフルエンザ大流行時等の緊急時にも、業務を継続又は速やかに再開できるよう、専門部署である業務継続マネジメント室が中心となって、業務継続態勢（BCM）を整備しております。

また、昨年9月には情報資産の保護に関する基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、すべての情報資産のセキュリティを確保することで、事業活動を継続し、地域の皆さまの信頼にお応えできるよう努めてまいりました。

コンプライアンス（法令等遵守）に関する取組みにつきましては、新たに反社会的勢力等、口座の不正利用者及び資産凍結対象者の検索システムを導入し、反社会的勢力等の入口遮断の精度向上やスクリーニングの高度化を図るなど、各種法令に適切に対応いたしております。

以上のような取組みのなかで、株主の皆さまならびにお取引先の皆さまから力強いご支援を賜りますとともに、伊予銀行グループの総力を結集して業務に精励いたしました結果、次のような業績を収めることができました。

## 【業績面】

### 預金等

譲渡性預金を含めた預金等の期末残高は、前年度末比1,138億円増加して5兆4,570億円となりました。

### 貸出金

貸出金の期末残高は、前年度末比1,321億円増加して4兆433億円となりました。

### 有価証券

有価証券の期末残高は、前年度末比10億円増加して1兆7,371億円となりました。

## 総資産

総資産の期末残高は、前年度末比3,398億円増加して6兆8,224億円となりました。

## 損益状況

経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の減少等により、前年度比25億95百万円減少して992億91百万円となりました。また、経常費用は、退職給付に係る営業経費の増加等により、前年度比25億21百万円増加して662億31百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比51億16百万円減少して330億60百万円となりました。また、当期純利益は、前年度比26億78百万円減少して214億14百万円となりました。

なお、バーゼルⅢ基準（国際統一基準）による連結総自己資本比率は14.58%となりました。

## <当行の対処すべき課題>

全国的には、緩やかな景気の回復基調が継続されると期待されておりますが、一方で、少子高齢化や人口減少社会の到来、地域間格差の拡大、さらには金融業界に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が導入されるなど、当行を取り巻く経営環境は大きく変化しており、先行きが極めて不透明な状況になっております。

このような環境の下、当行は、今中期経営計画の最終年度の2018年3月に創業140周年を迎えますが、更にその先の150周年を見据え、ICT分野の技術活用などを通して、従来の慣例や仕組みにとらわれない当行独自の新しいビジネスモデルの創出に挑戦することで、お客さまのお役に立ち、地域の未来を応援してまいります。

また、地域経済の活性化は地方銀行の社会的使命そのものであり、既に「地方版総合戦略」が推進段階を迎えておりますが、当行は地域のリーディングバンクとして、金融仲介機能の一層の強化を通じて地域経済の活性化に取り組んでまいります。そして、昨年締結いたしました「四国アライアンス」におきましては、4行それぞれの経営の独立性及び健全な競争関係を維持しつつ、連携して四国全域の活性化や創生に取り組むことで、各地域及びお客さまの持続的な成長・発展に貢献することを目指しており、さらにこれらの取組みを通じて4行それぞれも持続的に成長・発展してまいります。

今後とも当行は、健全経営に徹するとともに、経営体力を一層強化し、「潤いと活力ある地域の明日を創る」という地方銀行としての使命を全うしてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位 億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	48,193	49,169	50,180	50,068
定期性預金	23,945	23,948	23,817	21,719
その他	24,248	25,220	26,363	28,348
貸 出 金	37,253	38,699	39,111	40,433
個人向け	9,183	9,313	9,603	9,949
中小企業向け	18,793	19,315	19,259	19,988
その他	9,276	10,070	10,248	10,495
商品有価証券	5	5	4	5
有 価 証 券	17,509	18,309	17,361	17,371
国 債	7,023	6,587	6,518	6,420
地 方 債	2,775	2,688	2,284	2,280
その他	7,710	9,033	8,558	8,671
総 資 産	60,989	65,405	64,826	68,224
内国為替取扱高	369,990	359,592	347,397	334,678
外国為替取扱高	百万ドル 21,557	百万ドル 22,678	百万ドル 18,278	百万ドル 19,509
経 常 利 益	百万円 43,533	百万円 44,562	百万円 38,176	百万円 33,060
当 期 純 利 益	百万円 25,514	百万円 26,497	百万円 24,092	百万円 21,414
1株当たり当期純利益	円 銭 80 73	円 銭 83 83	円 銭 76 20	円 銭 67 72
信 託 財 産	4	4	6	6
信 託 報 酬	百万円 2	百万円 1	百万円 2	百万円 2

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。  
 3. 連結業績の推移は、下記のとおりであります。

(単位 億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経 常 収 益	1,258	1,239	1,193	1,172
経 常 利 益	457	473	410	354
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	261	269	244	217
包 括 利 益	325	937	△39	266
純 資 産 額	5,075	5,976	5,897	6,090
総 資 産	61,247	65,754	65,100	68,492

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,927人	2,883人
平 均 年 齢	37 年 8 月	37 年 10 月
平 均 勤 続 年 数	14 年 10 月	15 年 1 月
平 均 給 与 月 額	389千円	391千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
3. 平均給与額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

## (4) 営業所等の状況

## イ 営業所数の推移

		当 年 度 末	前 年 度 末
愛 媛 県		117店 (うち出張所 7)	117店 (うち出張所 7)
香 川 県		5 ( — )	5 ( — )
高 知 県		1 ( — )	1 ( — )
徳 島 県		1 ( — )	1 ( — )
福 岡 県		2 ( — )	2 ( — )
大 分 県		6 ( — )	6 ( — )
山 口 県		1 ( — )	1 ( — )
広 島 県		5 ( — )	6 ( — )
岡 山 県		3 ( — )	3 ( — )
兵 庫 県		2 ( — )	2 ( — )
大 阪 府		3 ( — )	3 ( — )
愛 知 県		1 ( — )	1 ( — )
東 京 都		2 ( — )	2 ( — )
国 内 計		149 ( 7 )	150 ( 7 )
香 港		1 ( — )	1 ( — )
シ ン ガ ポ ー ル		1 ( — )	— ( — )
海 外 計		2 ( — )	1 ( — )
合 計		151 ( 7 )	151 ( 7 )

- (注) 1. 上記のほか、インターネット支店を1店舗設置しております。  
 2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
海外駐在員事務所	2か所	3か所
店舗外現金自動設備	47,418か所	45,698か所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社セブン銀行、バンクタイムとの提携による共同の店舗外現金自動設備（以下、コンビニATMという）47,201か所（前年度末45,483か所）を含んでおります。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
シンガポール支店	8 Marina View #15-02 Asia Square Tower 1, Singapore 018960

(注) 1. 当年度において、シンガポール駐在員事務所を廃止しシンガポール支店を新設いたしました。また、広島北支店を廃止いたしました。

2. 当年度において店舗外現金自動設備を下記のとおり4か所新設、2か所廃止いたしました(除く、コンビニATM)。

【新設】	大洲支店	大洲記念病院共同出張所	(愛媛県大洲市)
	日吉支店	イオンモール今治新都市出張所	(愛媛県今治市)
	川之石支店	川之石出張所	(愛媛県八幡浜市)
【廃止】	新居浜支店	住友別子病院出張所	(愛媛県新居浜市)
	余戸支店	フジ・Z Y余戸店出張所	(愛媛県松山市)
	波止浜支店	波方出張所	(愛媛県今治市)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	3,719
---------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
事業所内保育所 新築	121



## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
いよぎんリース株式会社	愛媛県松山市 三番町4丁目 12番地1	各種リース業務 融資業務	昭和49年 9月26日	80百万円	45.00%	—
株式会社 いよぎんコンピ ュータサービス	愛媛県松山市 高砂町2丁目 2番5号	情報処理受託業務 ソフトウェア開発業務 地域流通VAN業務	昭和50年 1月20日	10百万円	5.00%	—
いよぎん保証株式会社	愛媛県松山市 三番町4丁目 12番地1	住宅ローン・消費者ローン の債務保証業務	昭和53年 9月28日	30百万円	5.00%	—
いよぎんビジネス サービス株式会社	愛媛県松山市 南堀端町1番地	現金整理・精査業務 大口集金業務 現金自動設備の保守管理業務	昭和54年 12月24日	10百万円	100.00%	—
いよぎんキャピタル 株式会社	愛媛県松山市 南堀端町1番地	株式・社債等への投資業務 投資ファンドの運営	昭和60年 8月1日	320百万円	5.00%	—
株式会社 いよぎん地域経済 研究センター	愛媛県松山市 三番町5丁目 10番地1	産業・経済・金融に関する 調査研究業務 経営相談業務 研修等の教育サービス業務	昭和63年 4月1日	30百万円	5.00%	—
株式会社いよぎん ディーシーカード	愛媛県松山市 三番町4丁目 12番地1	クレジットカード業務 保証業務	昭和63年 8月29日	50百万円	5.00%	—
いよベンチャー ファンド3号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	ベンチャー企業への投資業務	平成20年 3月21日	500百万円	—%	—
いよベンチャー ファンド4号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	ベンチャー企業への投資業務	平成27年 7月1日	500百万円	—%	—
いよぎん証券 株式会社	愛媛県松山市 三番町5丁目 10番地1	証券業務	平成24年 2月2日	3,000百万円	100.00%	—
いよエバークリー ン6次産業化応援 ファンド投資事業 有限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町1番地	6次産業化事業体への投資業務	平成25年 4月30日	346百万円	—%	—
いよエバークリー ン農業応援ファン ド投資事業有限責 任組合	愛媛県松山市 南堀端町1番地	農業法人への投資業務	平成26年 9月18日	89百万円	—%	—
いよエバークリー ン事業承継応援フ ァンド投資事業有 限責任組合	愛媛県松山市 南堀端町1番地	事業承継先への投資業務	平成26年 10月1日	90百万円	—%	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象子会社は上記の重要な子会社等13社であり、持分法適用会社は該当ありません。なお、当連結会計年度の経常収益は117,276百万円（前年度比2,072百万円の減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は21,797百万円（前年度比2,654百万円の減少）となりました。

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社東邦銀行及び株式会社北洋銀行との間で、T S U B A S A 金融システム高度化アライアンスに関する基本合意書を締結しております。
5. 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

## (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大塚 岩 男	代表取締役頭取 (監査部担当)	一般社団法人愛媛県銀行協会 会長 公益財団法人えひめ産業振興財 団 理事長	
永井 一 平	代表取締役専務 (経営企画ユニット (総合企画部、広報 CSR室、人事部、 総務部、お客さまサ ービス向上部)、組 織横断的特命事項担 当)		
高田 健 司	常務取締役 営業 本部長 (営業本部 (営業戦略 部、リテール推進 部、ソリューション 営業部、地域創生 部) 担当)		
藤堂 宗 昭	常務取締役 (審査ユニット (審査 部、シップファイナ ンス部、個人ローン センター、融資管理 室、担保評価室、企 業コンサルティング 部) 担当)		
飯尾 隆 哉	常務取締役 (市場営業ユニット (資金証券部、市場 営業室、国際部)、 コンプライアンス統 括部担当)		
竹内 哲 夫	常務取締役 CIO (事務・システムユニ ット (事務統括部、 システム部)、リス ク統括部担当)		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
森田浩治	取締役相談役	一般社団法人愛媛県法人会連合会 会長 四国電力株式会社 社外監査役	
窪田浩二	取締役監査等委員（常勤）		
佐伯要	取締役監査等委員（社外）	伊予鉄道株式会社 代表取締役会長 松山総合開発株式会社 代表取締役会長 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長 松山商工会議所 会頭 愛媛県商工会議所連合会 会頭	
市川武志	取締役監査等委員（社外）	弁護士法人松山中央法律事務所 所長 日本司法支援センター愛媛地方事務所 所長	(注) 1.
柳澤康信	取締役監査等委員（社外）	学校法人加計学園 岡山理科大学 学長	
高浜壮一郎	取締役監査等委員（社外）		
三好潤子	取締役監査等委員（社外）	アビリティセンター株式会社 代表取締役社長	

- (注) 1. 取締役監査等委員 市川武志氏は、弁護士の資格を有しております。  
2. 高津和敬氏は、平成29年3月31日付で取締役監査等委員（常勤）を辞任しております。  
3. 常勤の監査等委員を選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や、会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

## (参考)

当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
平野 志郎	常務執行役員 東京支店長兼市場営業室長
河野 治広	常務執行役員 新居浜グループ長兼新居浜支店長
別府 孝也	常務執行役員 大阪支店長
重松 栄治	常務執行役員 株式会社いよぎん地域経済研究センター社長
森岡 研二	常務執行役員 今治グループ長兼今治支店長
三好 賢治	常務執行役員 営業本部副本部長
西本 英世	常務執行役員 審査部長
松浦 祐一	常務執行役員 本店営業部長
岸川 悟	執行役員 監査部長
平井 一臣	執行役員 コンプライアンス統括部長
八木 哲也	執行役員 宇和島グループ長兼宇和島支店長
藤田 真哉	執行役員 営業戦略部長兼営業戦略部ビジネスサポートセンター長
山本 憲世	執行役員 八幡浜グループ長兼八幡浜支店長
稲垣 純二	執行役員 シップファイナンス部長
藤田 康二	執行役員 資金証券部長

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区分	支給人数	報酬等	基本報酬	
			株式報酬型 ストック・オプション	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	8名	259	200	58
監査等委員である取締役	7名	74	74	—
計	15名	333	275	58

- (注) 1. 上記支給人数及び報酬等には、平成28年6月29日開催の第113期定時株主総会において退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名、事業年度中に辞任した監査等委員である取締役1名を含めております。
2. 平成27年6月26日開催の第112期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額330百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額85百万円以内と決議されております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、この報酬限度額とは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額130百万円以内と決議されております。

### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
窪 田 浩 二	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
佐 伯 要	
市 川 武 志	
柳 澤 康 信	
高 浜 壮一郎	
三 好 潤 子	

(注) 平成29年3月31日に取締役監査等委員を辞任した高津和敬氏とも同様の契約を締結しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役監査等委員 佐伯 要	伊予鉄道株式会社 代表取締役会長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。) 松山総合開発株式会社 代表取締役会長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。) 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。) 松山商工会議所 会頭 (当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。) 愛媛県商工会議所連合会 会頭 (当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。)
取締役監査等委員 市川 武志	弁護士法人松山中央法律事務所 所長 (当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループとの間で顧問契約を締結しております。) 日本司法支援センター愛媛地方事務所 所長 (当行と同法人との間で記載すべき事項はありません。)
取締役監査等委員 柳澤 康信	学校法人加計学園 岡山理科大学 学長 (当行と同法人との間で記載すべき事項はありません。)
取締役監査等委員 三好 潤子	アビリティセンター株式会社 代表取締役社長 (当行は同社との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループとの間に人材派遣を行う等の取引関係があります。)

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
佐伯 要	4年10か月	当期開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会15回のうち12回に出席	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
市川 武志	2年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
柳澤 康信	1年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち14回に出席	学識者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
高 浜 壮一郎	1年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
三 好 潤 子	10か月	選任後開催の取締役会11回のうち11回、監査等委員会11回のうち11回に出席	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。

(注) 上記取締役会等の他、アドバイザリー・ボード (年2回)、経営計画会議 (年4回)、総支店長会議 (年2回)、内部監査報告会 (月1回)、コンプライアンス会議 (月1回) 等の重要会議に適宜出席し、必要に応じ発言を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
監査等委員である取締役	5名	28	—
報酬等の合計	5名	28	—

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。



## 4. 当行の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数 600,000千株

発行済株式の総数 323,775千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 20,082名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	45,149 <sup>千株</sup>	14.27 <sup>%</sup>
日本生命保険相互会社	8,878	2.80
明治安田生命保険相互会社	8,867	2.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	7,482	2.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,647	2.10
住友林業株式会社	5,911	1.86
住友生命保険相互会社	5,415	1.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,293	1.67
伊予銀行従業員持株会	4,265	1.34
日亜化学工業株式会社	3,730	1.17

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は、自己株式(7,585,781株)を控除して計算しております。  
 4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は45,149千株であります。  
 なお、その内訳は、信託口39,499千株、退職給付信託口5,649千株であります。  
 5. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は7,482千株であります。  
 なお、その内訳は、信託口6,782千株、退職給付信託口700千株であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 川 井 一 男 指定有限責任社員 小 池 亮 介	72	(注) 2. 3.

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 82百万円  
当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、金融規制強化への対応に係る助言業務についての対価を支払っております。
3. 監査等委員会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な情報を入手しかつ報告を受け、過年度の職務遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の会計監査計画の内容及び報酬見積の算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じて、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の職務の執行状況や当行の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

そのため、監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価実施基準」に則り、会計監査人の評価を実施いたします。

## 6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 7. 業務の適正を確保する体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制整備

業務の適正を確保するため、取締役会で定めた「内部統制システムの整備に係る基本方針」に基づき体制整備に努めております。なお、下記の「業務の適正を確保するための体制整備」は事業年度末日現在のものであります。

#### A. 法令等遵守体制

##### (a) 企業理念の実践

当行の企業理念である「〔存在意義〕潤いと活力ある地域の明日を創る」、「〔経営姿勢〕最適のサービスで信頼に応える」および「〔行動規範〕感謝の心でベストをつくす」を具現化するため、全役職員は、これら企業理念の具体的な行動基準である「行動指針」等の実践に努める。

##### (b) 法令等遵守を重視した企業風土の確立

取締役は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、誠実かつ率先垂範して取り組み、法令等遵守を重視した倫理観ある企業風土の確立に努める。

特に、頭取は、年頭挨拶や支店長会議、行内研修等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取り組み姿勢を示すものとする。

##### (c) 規程等の整備

全役職員が遵守しなければならない規準を取締役会にて制定し、その周知・徹底に努めるとともに、法令等の制定・改廃や経営環境等の変化を踏まえ適宜これを見直すものとする。

また、コンプライアンスに関する具体的な実践計画を年度ごとに取締役会にて決定する。

##### (d) 組織等の整備

法令等遵守に関する統括部門を置くとともに、本部全部室および全営業店にコンプライアンス担当者を置く。コンプライアンス担当者は、各部室店における法令等遵守のチェック、報告、教育および相談等を行う。

さらに、全行的な法令等遵守体制に関する事項等を審議するために、頭取を議長とするコンプライアンス会議を設置し、その審議結果を取締役会に報告・提言する。

### (e) 報告・相談制度

法令等遵守に関し問題があると思われる事実もしくは行為またはそのおそれが発見された場合の報告・相談体制を整備し、適正な運用を行う。

また、お客さまからのご要望や苦情等に対しては真摯に対応し、その内容を一元的に管理・検証する部門を設置して、状況を毎月常務会に報告する。

### (f) 教育・研修体制

取締役は、外部研修や勉強会等に積極的に参加し、法令等遵守に関する情報等の収集に努める。

コンプライアンス統括部門および各部室店のコンプライアンス担当者は、行内の集合研修および各部室店内の勉強会において、法令等遵守に関する研修体制の充実を図る。

### (g) モニタリング

コンプライアンス統括部門は、法令等遵守の状況について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、法令等遵守態勢の適切性・有効性について内部監査を実施する。

### (h) 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の遮断に努める。

## B. 情報の保存・管理

### (a) 文書の保存・管理

各所管部署において、取締役の職務執行に係る情報を記録した株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録、諸会議・委員会議事録、稟議書等を定められた期間適切に保存・管理する。

### (b) 情報セキュリティ

所管部署において、情報セキュリティに係る管理規程等を整備し、当行の保有する情報資産の適切な保護に努める。

## C. リスク管理体制

### (a) リスク管理計画の策定

業務上発生する各種リスクについて、リスク管理の具体的な対応方針の決定や高度化を進めるために、取締役会においてリスク管理計画を半期ごとに決定する。

### (b) 規程等の整備

各リスク管理主管部署は、それぞれのリスクの特性等を踏まえた管理規程等を整備し、これらの規程等に基づき適切にリスク管理を実施する。

**(c) 組織等の整備**

リスク管理全般を統括する部門を置く。

また、頭取を委員長とするALM委員会を置き、運用・調達の基本方針等を検討する。

さらに、リスク統括部門の担当役付取締役を委員長とするオペレーショナル・リスク管理委員会および信用リスク管理委員会を置き、リスク管理状況を組織横断的に検証し、管理態勢の改善強化を検討する。

**(d) モニタリング**

リスク統括部門は、各種リスクに関する管理状況および管理方法等について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性・有効性について内部監査を実施する。

**D. 効率的な職務執行体制****(a) 役付取締役**

迅速な意思決定と職務執行が行われるよう、取締役会の決議をもって役付取締役をおき、各役付取締役の担当部室および担当ブロックを定める。

**(b) 常務会**

取締役会の定める「常務会規程」に基づき、頭取の業務執行を補佐するため、役付取締役によって構成される常務会を設置する。常務会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営全般の重要事項を協議する。

**(c) 機構、業務分掌および職制**

取締役の職務執行が効率的に行われるよう、機構、業務分掌および職制を定める。

**(d) 経営計画等の策定と進捗管理**

計画的な業務執行が行われるよう、取締役会において「中期経営計画」、「各年度経営計画」および「期初収支予算」を決定する。

また、これらの進捗状況を把握するとともに、経営環境の変化等を踏まえて適宜見直すものとする。

**(e) IT等の活用**

IT（情報技術）や情報システム等を活用することにより、取締役の職務執行の効率化・合理化に努めるものとする。

## **E. グループ経営管理体制**

### **(a) 財務報告の信頼性確保**

当行およびグループ会社（銀行法第2条第8項に規定された子会社および銀行法施行令第4条の2第2項に規定された子法人等）は、法令および会計基準等を遵守し、財務報告の信頼性の確保に努めるものとする。

### **(b) グループ会社の管理**

#### **ア. 規程等の整備**

取締役会は、グループ会社を適切に管理するための規程を制定する。

#### **イ. 組織等の整備**

グループ会社に対する指導・支援を統括する部門を置き、当行とグループ会社間で定例的な会議を開催するとともに、グループ会社の経営上の重要事項については、グループ会社から当行に合議・報告を行う制度を設け、グループ会社の損失の危険を管理する。

#### **ウ. 経営管理**

当行は、グループ会社に対して、法令等遵守およびリスク管理等の体制整備に関する指導・支援を行い、グループ会社の取締役等の職務執行の効率性を確保するとともに、当行の内部監査部門がグループ会社への内部監査を実施し、当行グループ全体における業務の適正を確保する。

また、グループ会社全役職員が、法令等遵守に係る事案を当行の監査等委員会またはコンプライアンス統括部門に相談できる体制を整備する。

## **F. 監査等委員会の監査業務の補助に関する事項**

### **(a) 組織の整備**

監査等委員会の事務局として、その補助事務等を処理する部署をおく。

### **(b) 補助者の配置と独立性および指示の実効性の確保**

監査等委員会の事務局たる部署に、監査等委員会の職務を補助する職員をおく。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の人事異動等については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重する。

## G. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

### (a) 主要な会議・委員会等への出席

監査等委員は、常務会や主要な委員会および会議に出席し意見を述べるができるものとし、このことを関連する規程等において明記する。

### (b) 代表取締役と監査等委員会との定期的会合

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、当行を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

### (c) 監査等委員会への報告

ア. 取締役は、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告しなければならない。

イ. 当行の執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員が、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実およびその他コンプライアンスに関する問題があることを発見したときに、監査等委員会に報告できる体制を整備する。

ウ. 当行の取締役、執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員は、監査等委員会から報告を求められた場合は、これに協力しなければならない。

エ. 当行は、監査等委員会に報告を行った者に対して、不利益な処遇は一切行わない。

### (d) 内部監査部門と監査等委員会との連携

監査等委員会の監査の実効性を確保するため、内部監査部門は監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見を交換するほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど連携の充実・強化に努めるものとする。

### (e) 監査等委員の職務の執行に係る費用

ア. 監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）は、当行が負担する。

イ. 当行は、監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用を速やかに支弁するため、半期毎に、一定額の予算を設ける。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### A. 法令等遵守体制

当行は、「コンプライアンス会議」を13回開催し、必要に応じて、社外取締役を招集し、法令・行内規程等の遵守状況を審議した。また、新たに反社会的勢力等、口座の不正利用者および資産凍結対象者の検索システムを導入し、反社会的勢力等の入口遮断の精度向上、既存取引先のスクリーニングの高度化を図った。

### B. 情報の保存・管理

当行は、情報漏えい等防止など、情報資産の保護のための体制整備を図るため、「内部統制システムに係る基本方針」の「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」に「情報セキュリティ」を追加した。また、情報セキュリティに係る管理規程等を整備し、当行の保有する情報資産の適切な保護に努め、更にサイバーセキュリティ事案に備え、対応マニュアルの策定および訓練等を実施した。

### C. リスク管理体制

当行は、「ALM委員会」を11回開催し、運用・調達の基本方針等を審議するとともに、「信用リスク管理委員会」を6回、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を4回開催し、リスク管理状況の検証と管理体制の改善強化に向けた検討を行った。

### D. 効率的な職務執行体制

当行は、ICT戦略において業務の高度化を図り、組織としての全体最適化を進めるため、ICTに関する事項を統括する責任者として「CIO」の職制を新たに追加した。また、テレビ会議システムやモバイル端末の活用により、各種会議の効率化やペーパーレス化を推進した。

### E. グループ経営管理体制

当行は、「グループ会社定例報告会」を11回開催し、グループ会社の取締役等の職務執行状況および内部統制状況の監視・検証を通じて、当行グループの総合金融サービス提供機能の強化およびグループ会社の経営力強化に努めた。



## F. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

監査等委員は、取締役会、常務会等の重要会議への出席等を通じて、取締役および執行役員等からの業務執行の報告を受け、その意思決定の過程や内容について監督を行った。

監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、代表取締役とのミーティング、三様監査会議を2回実施した他、会計監査人、監査部との定期的なミーティングを実施し、内部管理態勢における課題等について意見交換を行った。

監査等委員会は、当行およびグループ会社の役職員からの内部通報窓口設置の周知のため、定期的にグループ全役職員に情報発信を行った。

### 8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### 9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

### 10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

### 11. その他

**会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針**

当行は、業績や経営環境を勘案して、安定的な配当を継続するとともに、銀行の公共的使命を念頭に置き、内部留保による財務体質の強化を図ることで経営基盤の確保に努めていくことを基本方針としております。

# 第114期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	794,906	預当座	5,006,873
現金	43,970	普通貯蓄	235,209
預け	750,935	定期貯蓄	2,281,193
預金	90,582	預金	89,819
預金	11,373	預金	26,308
預金	568	預金	2,154,070
預金	538	預金	17,915
預金	29	預金	202,356
預金	4,539	預金	450,192
預金	1,737,182	預金	72,346
預金	642,049	預金	40,124
預金	228,026	預金	324,715
預金	132,802	預金	215,702
預金	289,469	預金	215,702
預金	444,834	預金	145
預金	4,043,352	預金	0
預金	24,929	預金	140
預金	114,075	預金	4
預金	3,385,715	預金	29
預金	518,632	預金	30,717
預金	8,201	預金	18
預金	7,221	預金	2,767
預金	391	預金	3,486
預金	588	預金	1,897
預金	34,058	預金	2
預金	696	預金	11,240
預金	5,556	預金	5,073
預金	7,450	預金	2,244
預金	6,032	預金	41
預金	14,323	預金	3,944
預金	73,056	預金	1,510
預金	17,158	預金	12,907
預金	50,101	預金	2,979
預金	2,109	預金	427
預金	304	預金	50,177
預金	3,382	預金	9,945
預金	4,609	預金	26,563
預金	3,297	預金	6,245,358
預金	1,312	預金	20,948
預金	12,432	預金	10,480
預金	26,563	預金	10,480
預金	△18,971	預金	380,438
預金	6,822,456	預金	20,948
		預金	20,948
		預金	359,490
		預金	2,073
		預金	334,594
		預金	22,823
		預金	△6,989
		預金	404,878
		預金	152,634
		預金	△795
		預金	19,901
		預金	171,740
		預金	479
		預金	577,097
		預金	6,822,456
		預金	6,822,456

# 第114期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位 百万円)

	科 目	金 額
	<b>益</b>	<b>99,291</b>
経資	常 運 用 収 入	75,040
	金 出 証 金 利 息	48,562
	債 券 口 金 受 取	24,363
	預 け 他 託 引 替 報 等	1,002
	の の の の の の	386
	の の の の の の	725
	の の の の の の	2
	の の の の の の	11,933
	の の の の の の	3,861
	の の の の の の	8,071
信 役 受 所 外 国 金 所 償 株 金 所	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等 債 権 等	1,736
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	864
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	845
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	26
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	0
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	10,577
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	861
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	6,575
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	403
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	2,737
	<b>66,231</b>	
経資	常 運 用 収 入	7,687
	金 出 証 金 利 息	2,988
	債 券 口 金 受 取	127
	預 け 他 託 引 替 報 等	878
	の の の の の の	162
	の の の の の の	612
	の の の の の の	233
	の の の の の の	1,615
	の の の の の の	1,068
	の の の の の の	6,283
役 支 所 商 国 営 所 貸 貸 株 株 金 所	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	1,021
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	5,261
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	114
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	7
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	106
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	49,217
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	2,927
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	1,361
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	3
	債 権 替 換 債 権 等 債 権 等	351
	<b>33,060</b>	
	<b>33,060</b>	

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(単位 百万円)

科 目		金	額
特 別 利 益	特 別 資 産 処 分 益	80	80
特 別 資 産 処 分 損 失	特 別 資 産 処 分 損 失	135	2,391
固 定 資 産 減 損	固 定 資 産 減 損	2,256	
引 前 当 期 純 利 益	引 前 当 期 純 利 益	8,064	30,748
税 法 法 法 当	税 法 法 法 当	1,269	
人 税 人 税 人 期	人 税 人 税 人 期		9,334
純 利 合 計 益	純 利 合 計 益		21,414

## 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 13社

会社名

いよぎん保証株式会社  
いよぎんビジネスサービス株式会社  
いよぎんキャピタル株式会社  
いよベンチャーファンド3号投資事業有限責任組合  
いよベンチャーファンド4号投資事業有限責任組合  
いよエバーグリーン6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合  
いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合  
いよエバーグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合  
株式会社いよぎん地域経済研究センター  
株式会社いよぎんディーシーカード  
いよぎんリース株式会社  
株式会社いよぎんコンピュータサービス  
いよぎん証券株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

いよぎん愛媛大学発ベンチャー応援ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

## 2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等 該当事項はありません。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社  
会社名

いよぎん愛媛大学発ベンチャー応援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 該当事項はありません。

# 第114期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	795,208	預 渡 性 預 金	4,991,984
コールローン及び買入手形	90,582	コールマネー及び売渡手形	445,292
買入金銭債権	11,373	売 現 先 勘 定	72,346
商品有価証券	568	債券貸借取引受入担保金	40,124
金銭の信託	5,749	借 用 金	324,715
有 価 証 券	1,735,981	外 国 為 替	220,887
貸 出 金	4,021,442	信 託 勘 定 借 金	145
外 国 為 替	8,201	そ の 他 負 債	29
リース債権及びリース投資資産	29,224	賞 与 引 当 金	37,060
そ の 他 資 産	49,306	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,648
有 形 固 定 資 産	73,835	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	12,572
建 物	17,424	偶 発 損 失 引 当 金	2,979
土 地	50,299	特 別 法 上 の 引 当 金	427
リ ー ス 資 産	1,116	繰 延 税 金 負 債	0
建 設 仮 勘 定	304	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	53,498
その他の有形固定資産	4,689	支 払 承 諾	9,945
無 形 固 定 資 産	4,734	負 債 の 部 合 計	26,563
ソ フ ト ウ ェ ア	3,416	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	1,318	資 本 金	20,948
退 職 給 付 に 係 る 資 産	19,490	資 本 剰 余 金	11,555
繰 延 税 金 資 産	561	利 益 剰 余 金	384,386
支 払 承 諾 見 返	26,563	自 己 株 式	△ 5,370
貸 倒 引 当 金	△ 23,541	株 主 資 本 合 計	411,520
資 産 の 部 合 計	6,849,283	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	153,498
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 795
		土 地 再 評 価 差 額 金	19,901
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	5,342
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	177,946
		新 株 予 約 権	479
		非 支 配 株 主 持 分	19,114
		純 資 産 の 部 合 計	609,061
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,849,283

# 第114期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位 百万円)

	科 目	金 額
経	常 収 益	117,276
資	金 運 用 収 益	75,139
	貸 出 金 利 息	48,493
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	24,524
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	1,002
	預 け 金 利 息	386
	そ の 他 の 受 入 利 息	731
信	託 報 酬	2
役	務 の 取 引 等 収 入 益	13,317
そ	そ の 他 業 務 常 収 入 益	18,310
	償 却 債 権 取 立 益	878
	そ の 他 の 経 常 収 入 益	9,627
経	常 費 用	81,847
資	金 調 達 費 用	7,720
	預 讓 渡 金 性 預 金 利 息	2,987
	コ ー ル マ ー ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	126
	売 債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	878
	借 入 の 他 の 支 払 利 息	162
	そ の 他 の 支 払 利 息	612
	役 務 の 取 引 等 費 用	265
そ	そ の 他 業 務 常 費 用	2,685
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,551
	そ の 他 の 経 常 費 用	13,998
	特 別 利 益	51,641
	固 定 資 産 処 分 益	3,935
	特 別 損 失	1,670
	固 定 資 産 処 分 損 失	2,264
	減 損	0
	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	2,264
経	特 常 別 利 益	35,428
特	固 定 資 産 処 分 益	80
	特 別 損 失	2,380
	固 定 資 産 処 分 損 失	133
	減 損	2,246
	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	0
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	33,127
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,003
法	人 税 等 調 整 額	1,144
法	人 税 等 合 計	10,147
当	期 純 利 益	22,980
非	支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,183
親	会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	21,797



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 伊予銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 池 亮 介 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社伊予銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 伊予銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川井 一 男 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小池 亮 介 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社伊予銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社伊予銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその整備および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の監査部その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 伊予銀行 監査等委員会

監査等委員 窪 田 浩 二 ㊞

監査等委員 佐 伯 要 ㊞

監査等委員 市 川 武 志 ㊞

監査等委員 柳 澤 康 信 ㊞

監査等委員 高 浜 壮 一 郎 ㊞

監査等委員 三 好 潤 子 ㊞

(注) 監査等委員 佐伯 要氏、市川武志氏、柳澤康信氏、高浜壮一郎氏、三好潤子氏は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注) 監査等委員の高津和敬氏は、一身上の都合により、平成29年3月31日に辞任いたしました。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者については、代表取締役および監査等委員である取締役で構成され、その過半数が社外取締役である「経営審議委員会」の審議を経た後、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	おお つか いわ お 大 塚 岩 男 <b>再任</b>	取締役頭取（代表取締役）
2	なが い いっ ぺい 永 井 一 平 <b>再任</b>	専務取締役（代表取締役）
3	たか た けん じ 高 田 健 司 <b>再任</b>	常務取締役 営業本部長
4	とう どう むね あき 藤 堂 宗 昭 <b>再任</b>	常務取締役
5	たけ うち てつ お 竹 内 哲 夫 <b>再任</b>	常務取締役 C I O
6	こう の はる ひろ 河 野 治 広 <b>新任</b>	常務執行役員 新居浜グループ長兼新居浜支店長
7	み よし けん じ 三 好 賢 治 <b>新任</b>	常務執行役員 営業本部副本部長
8	まつ aura ゆう いち 松 浦 祐 一 <b>新任</b>	常務執行役員 本店営業部長

**再任** 再任取締役候補者

**新任** 新任取締役候補者

1

おお つか いわ お  
大 塚 岩 男

再任

## 生年月日

昭和27年4月7日(65歳)

## 取締役在任年数

10年(本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

14/14回(100%)

## 所有する当行の株式数

19,270株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年4月 当行入行  
 平成7年7月 人事部課長  
 平成10年8月 郡中支店長  
 平成12年7月 高知支店長  
 平成15年6月 大分支店長  
 平成18年8月 人事部長  
 平成19年6月 取締役 人事部長  
 平成20年6月 取締役 本店営業部長  
 平成22年6月 常務取締役 営業本部長  
 平成23年6月 専務取締役  
 平成24年6月 取締役頭取(現任)

## [ 担当 ]

● 監査部

## [ 重要な兼職の状況 ]

● 一般社団法人

愛媛県銀行協会 会長

● 公益財団法人

えひめ産業振興財団 理事長

## 取締役候補者とした理由

営業店長、人事部門、営業部門および企画部門等の豊富な経験を有し、業務全般を熟知しております。また当行頭取として経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行しており、こうした経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

大塚岩男氏は、公益財団法人えひめ産業振興財団の理事長であり、当行は同財団との間で経常的な金融取引を行っております。

2

なが い っ べい  
永 井 一 平

再任

## 生年月日

昭和28年4月27日(64歳)

## 取締役在任年数

9年(本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

14/14回(100%)

## 所有する当行の株式数

22,627株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年4月 当行入行  
 平成10年2月 審査第1部課長  
 平成11年7月 倉敷支店長  
 平成14年2月 総合企画部次長  
 平成16年4月 岡山支店長  
 平成19年6月 審査第1部長  
 平成20年6月 取締役 新居浜支店長  
 平成23年6月 常務取締役 営業本部長  
 平成24年6月 専務取締役(現任)

## [ 担当 ]

● 経営企画ユニット

(総合企画部、広報CSR室、

人事部、総務部、

お客さまサービス向上部)

● 組織横断の特命事項担当

## 取締役候補者とした理由

営業店長、審査部門、営業部門および企画部門等の豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

永井一平氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

3

たか た けん じ  
高 田 健 司

再任

生年月日

昭和30年11月15日 (61歳)

取締役在任年数

7年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

所有する当行の株式数

18,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 4月 当行入行  
平成10年 2月 審査第1部課長  
平成12年 7月 大阪支店副支店長  
平成15年 7月 三島支店長  
平成18年 8月 大分支店長  
平成20年 8月 営業統括部長  
平成22年 6月 取締役 営業統括部長  
平成24年 6月 取締役 本店営業部長  
平成26年 6月 常務取締役  
平成28年 6月 常務取締役 営業本部長 (現任)

[ 担当 ]

- 営業本部 (営業戦略部、リテール推進部、ソリューション営業部、地域創生部)

取締役候補者とした理由

営業店長および営業部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

高田健司氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

4

とう どう むね あき  
藤 堂 宗 昭

再任

生年月日

昭和30年12月7日 (61歳)

取締役在任年数

7年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

所有する当行の株式数

9,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 4月 当行入行  
平成11年 2月 本店営業部課長  
平成15年 6月 高知支店長  
平成18年 8月 高松支店長兼高松事務所長  
平成20年 8月 審査第1部長  
平成22年 6月 取締役 今治支店長  
平成26年 6月 常務取締役 (現任)

[ 担当 ]

- 審査ユニット (審査部、シッフファイナンス部、個人ローンセンター、融資管理室、担保評価室、企業コンサルティング部)

取締役候補者とした理由

営業店長および審査部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

藤堂宗昭氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

5

たけ うち てつ お  
竹 内 哲 夫

再任

生年月日

昭和32年7月18日(59歳)

取締役在任年数

5年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

14/14回(100%)

所有する当行の株式数

11,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年4月 当行入行  
 平成11年8月 本店営業部課長  
 平成13年8月 人事部課長  
 平成17年7月 福岡支店長  
 平成20年2月 システム部付部長  
 平成21年8月 システム部長  
 平成23年6月 取締役 システム部長  
 平成27年6月 常務執行役員 システム部長  
 平成28年6月 常務取締役 C I O (現任)

[ 担当 ]

- 事務・システムユニット  
(事務統括部、システム部)
- リスク統括部

## 取締役候補者とした理由

営業店長、事務管理部門、システム部門およびリスク管理部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成23年6月から平成27年6月までは取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしてまいりました。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

1. 竹内哲夫氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内哲夫氏は、平成27年6月監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役に退任し、常務執行役員に就任しております。

6

こう の はる ひろ  
河 野 治 広

新任

生年月日

昭和33年10月26日(58歳)

取締役在任年数

3年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

—

所有する当行の株式数

12,660株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年4月 当行入行  
 平成14年7月 牛洲支店長  
 平成16年7月 呉支店長  
 平成19年8月 三津浜支店長  
 平成21年8月 岡山支店長  
 平成24年6月 取締役 営業統括部長  
 平成26年6月 取締役 新居浜支店長  
 平成27年4月 取締役 新居浜グループ長兼  
 新居浜支店長  
 平成27年6月 常務執行役員 新居浜グループ長兼新居浜支店長(現任)

## 取締役候補者とした理由

営業店長および営業部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成24年6月から平成27年6月までは取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしてまいりました。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

1. 河野治広氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 河野治広氏は、平成27年6月監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役に退任し、常務執行役員に就任しております。



7

み よし けん じ  
三 好 賢 治

新任

## 生年月日

昭和34年12月18日 (57歳)

## 取締役在任年数

—

## 取締役会への出席状況

—

## 所有する当行の株式数

9,200株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年 4月 当行入行  
 平成16年 3月 椿支店長  
 平成18年 8月 広島支店副支店長  
 平成21年 8月 大阪北支店長  
 平成24年 8月 資金証券部長  
 平成26年 6月 執行役員 総合企画部長  
 平成27年 6月 常務執行役員 総合企画部長  
 平成28年 6月 常務執行役員 営業本部副本部長 (現任)

## 取締役候補者とした理由

営業店長、市場部門、企画部門および営業部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

三好賢治氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

8

まつ うら ゆう いち  
松 浦 祐 一

新任

## 生年月日

昭和36年 9月13日 (55歳)

## 取締役在任年数

—

## 取締役会への出席状況

—

## 所有する当行の株式数

16,679株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年 4月 当行入行  
 平成17年 2月 潮見支店長  
 平成19年 8月 総合企画部課長  
 平成20年 7月 東京事務所副所長  
 平成21年 7月 総合企画部次長  
 平成24年 8月 総合企画部副部長  
 平成25年 6月 人事部長  
 平成26年 6月 執行役員 人事部長  
 平成27年 6月 常務執行役員 本店営業部長 (現任)

## 取締役候補者とした理由

営業店長および企画部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

松浦祐一氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

(注) 取締役の選任および取締役の報酬等についての監査等委員会の意見は以下のとおりです。

当委員会は、監査等委員会監査等基準に則り、取締役候補者の決定が当行のコーポレートガバナンス・ガイドラインに沿って、適切な手続きを経ているか否か、ならびに、当行の経営の基本方針や取り巻く環境等を踏まえ、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されているか否か等について検討いたしました。

その結果、本議案において提案されている取締役候補者は妥当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

なお、当委員会は、取締役の報酬等につきましても、「経営審議委員会」において、取締役頭取から報酬等の考え方、算出方法についての説明を受けたうえで、監査等委員会監査等基準に則り、報酬等の算出の公正性、当行業績との連動性等を勘案し、検討いたしました。その結果、当事業年度における取締役の報酬等の内容は、相当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

## 第2号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役5名が任期満了となります。また、監査等委員である取締役高津和敬氏が平成29年3月31日をもって辞任しております。つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	いい お たか や 飯 尾 隆 哉	新任 常務取締役
2	ひら の し ろう 平 野 志 郎	新任 常務執行役員東京支店長兼市場営業室長
3	さ えき かなめ 佐 伯 要	再任 社外 独立 監査等委員である取締役
4	いち かわ たけ し 市 川 武 志	再任 社外 独立 監査等委員である取締役
5	やなぎ さわ やす のぶ 柳 澤 康 信	再任 社外 独立 監査等委員である取締役
6	たか はま そういちろう 高 浜 壮一郎	再任 社外 独立 監査等委員である取締役

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所届出独立役員

1

いい お たか や  
飯 尾 隆 哉

新任

## 生年月日

昭和30年 9月16日 (61歳)

## 取締役在任年数

6年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

## 所有する当行の株式数

37,920株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 4月 当行入行  
平成11年 2月 審査第1部課長  
平成14年 2月 倉敷支店長  
平成17年 2月 神戸支店長  
平成19年 8月 融資管理部長  
平成20年 8月 高松支店長兼高松事務所長  
平成23年 6月 取締役 東京支店長  
平成26年 4月 取締役 東京支店長兼市場営業室長  
平成26年 6月 取締役 本店営業部長  
平成27年 6月 常務取締役 (現任)

## [ 重要な兼職の状況 ]

- 株式会社ダイキアクシス  
社外監査役

## 取締役候補者とした理由

営業店長、審査部門、市場部門および国際部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成27年6月から平成29年6月までは常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしておりました。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督、外部監査人に対する権限行使を客観的かつ適切に行なうことができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

1. 飯尾隆哉氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 飯尾隆哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

## 生年月日

昭和33年 5月15日 (59歳)

## 取締役在任年数

3年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

—

## 所有する当行の株式数

9,600株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4月 当行入行  
 平成13年 8月 総合企画部課長  
 平成18年 8月 総合企画部次長  
 平成20年 8月 総合企画部付部長  
 平成22年 6月 総合企画部長  
 平成24年 6月 取締役 総合企画部長  
 平成26年 6月 取締役 東京支店長兼市場営業室長  
 平成27年 6月 常務執行役員 東京支店長兼市場営業室長 (現任)

## 取締役候補者とした理由

営業店長および企画部門等の豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成24年6月から平成27年6月までは取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしておりました。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督、外部監査人に対する権限行使を客観的かつ適切に行なうことができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

1. 平野志郎氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 平野志郎氏は、平成27年6月監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役を退任し、常務執行役員に就任しておりました。
3. 平野志郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

3

さ えき  
佐 伯

かなめ

要

再任

社外

独立

## 生年月日

昭和19年10月29日 (72歳)

## 社外取締役在任年数

2年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

13/14回 (92.9%)

## 所有する当行の株式数

7,769株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和43年4月 帝都高速度交通営団入団  
 昭和50年3月 伊予鉄道株式会社入社  
 平成7年6月 同社技術部長  
 平成9年6月 同社取締役 技術部長  
 平成10年5月 同社取締役 鉄道部長  
 平成11年6月 同社取締役 鉄道・自動車部長  
 平成13年6月 同社常務取締役  
 平成17年6月 同社専務取締役  
 平成18年4月 同社代表取締役社長  
 平成24年6月 当行社外監査役  
 平成27年6月 伊予鉄道株式会社代表取締役会長 (現任)  
 平成27年6月 当行取締役監査等委員 (社外) (現任)

## [ 重要な兼職の状況 ]

- 伊予鉄道株式会社 代表取締役会長
- 松山総合開発株式会社 代表取締役会長
- 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長
- 松山商工会議所 会頭
- 愛媛県商工会議所連合会 会頭

## 取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

1. 当行は、佐伯要氏の重要な兼職先である伊予鉄道株式会社、松山総合開発株式会社、松山観光ゴルフ株式会社、松山商工会議所および愛媛県商工会議所連合会との間で、経常的な金融取引を行っております。
2. 当行は、佐伯要氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。佐伯要氏が監査等委員である取締役に再任された場合、当行は、同氏との責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
3. 当行は東京証券取引所に対し、佐伯要氏を独立役員 (社外取締役) として届け出ております。本議案が承認され、佐伯要氏が引き続き監査等委員である取締役に再任された場合は、独立役員 (社外取締役) の届け出を継続します。

生年月日

昭和25年 4月 3日 (67歳)

社外取締役在任年数

2年 (本総会最終時)

取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

所有する当行の株式数

600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和63年 4月 弁護士登録  
 昭和63年 4月 米田功法律事務所  
 (現弁護士法人松山中央法律事務所) 入所  
 平成20年 4月 愛媛弁護士会会長  
 平成21年 3月 愛媛弁護士会会長退任  
 平成25年 4月 弁護士法人松山中央法律事務所 事務所長 (現任)  
 平成26年 4月 日本司法支援センター愛媛地方事務所 事務所長 (現任)  
 平成26年 6月 当行社外監査役  
 平成27年 6月 当行取締役監査等委員 (社外) (現任)

[ 重要な兼職の状況 ]

- 弁護士法人松山中央法律事務所 事務所長
- 日本司法支援センター愛媛地方事務所 事務所長

取締役候補者とした理由

会社の経営に直接関与したことはありませんが、弁護士として豊富な経験と専門的な見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待し、取締役候補者としてしました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1. 市川武志氏は、弁護士法人松山中央法律事務所 事務所長であり、当行は同弁護士法人との間で経常的な金融取引を行っております。また、当行グループとの間に顧問契約を締結しておりますが、取引額等は当行の独立性基準を満たしております。
2. 当行は、市川武志氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。市川武志氏が監査等委員である取締役役に再任された場合、当行は、同氏との責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役役員の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
3. 当行は東京証券取引所に対し、市川武志氏を独立役員 (社外取締役) として届け出しております。本議案が承認され、市川武志氏が引き続き監査等委員である取締役役に再任された場合は、独立役員 (社外取締役) の届け出を継続します。

## 生年月日

昭和22年12月16日 (69歳)

## 社外取締役在任年数

2年 (本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

## 所有する当行の株式数

200株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成8年4月 愛媛大学理学部教授  
 平成17年4月 愛媛大学理事  
 平成21年4月 愛媛大学学長  
 平成27年3月 愛媛大学学長退任  
 平成27年6月 当行取締役監査等委員 (社外)  
 (現任)  
 平成28年4月 学校法人加計学園岡山理科大学学長 (現任)

## [ 重要な兼職の状況 ]

- 学校法人加計学園岡山理科大学学長

## 取締役候補者とした理由

会社の経営に直接関与したことはありませんが、学識経験者として豊富な経験と専門的な見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待し、取締役候補者となりました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

1. 柳澤康信氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、柳澤康信氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。柳澤康信氏が監査等委員である取締役に再任された場合、当行は、同氏との責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
3. 当行は東京証券取引所に対し、柳澤康信氏を独立役員 (社外取締役) として届け出ております。本議案が承認され、柳澤康信氏が引き続き監査等委員である取締役に再任された場合は、独立役員 (社外取締役) の届け出を継続します。



## 生年月日

昭和24年1月13日(68歳)

## 社外取締役在任年数

2年(本総会終結時)

## 取締役会への出席状況

14/14回(100%)

## 所有する当行の株式数

200株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成14年4月 愛媛県今治地方局長  
 平成15年4月 愛媛県経済労働部長  
 平成18年4月 愛媛県農林水産部長  
 平成20年4月 愛媛県副知事  
 平成24年3月 愛媛県副知事退任  
 平成24年4月 愛媛県信用保証協会会長  
 平成27年6月 同協会会長退任  
 平成27年6月 当行取締役監査等委員(社外)  
 (現任)

## 取締役候補者とした理由

会社の経営に直接関与したことはありませんが、行政分野における豊富な経験と見識を活かし、当行の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待して、取締役候補者としました。

## その他取締役候補者に関する特記事項

- 高浜壮一郎氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
- 当行は、高浜壮一郎氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。高浜壮一郎氏が監査等委員である取締役に再任された場合、当行は、同氏との責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
- 当行は東京証券取引所に対し、高浜壮一郎氏を独立役員(社外取締役)として届け出しております。本議案が承認され、高浜壮一郎氏が引き続き監査等委員である取締役に再任された場合は、独立役員(社外取締役)の届け出を継続します。

## (ご参考)

### 選任後の監査等委員会の構成（予定）

氏名	現在の当行における地位および重要な兼職の状況
飯尾隆哉	監査等委員である取締役（常勤） 株式会社ダイキアクシス 社外監査役
ひら野志郎	監査等委員である取締役（常勤）
佐伯要	監査等委員である取締役 伊予鉄道株式会社 代表取締役会長 松山総合開発株式会社 代表取締役会長 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長 松山商工会議所 会頭 愛媛県商工会議所連合会 会頭
いち川武志	監査等委員である取締役 弁護士法人松山中央法律事務所 所長 日本司法支援センター愛媛地方事務所 所長
やなぎ柳澤康信	監査等委員である取締役 学校法人加計学園 岡山理科大学 学長
たか高浜壮一郎	監査等委員である取締役
み三好潤子	監査等委員である取締役 アビリティセンター株式会社 代表取締役社長

社外 社外取締役

独立 証券取引所届出独立役員

※ 監査等委員である取締役の任期は2年であり、三好潤子氏は平成28年6月開催の第113期定時株主総会において選任され就任しております。

## (ご参考) 当行社外取締役の独立性基準

取締役会は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断する。なお、形式的に以下の事項に該当する場合でも、独立役員に適すると考える理由を対外的に説明することを条件に、当該社外取締役に独立性があると判断する。

1. 当行または当行のグループ会社（親会社、子会社および関連会社、以下同じ。）の業務執行者（会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人、その他法人ならびに団体の業務を執行する役員、理事、使用人およびこれらに類する者として業務を執行する者、以下同じ。）である者およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当行を主要な取引先（以下の（1）または（2）に該当）とする者またはその業務執行者
  - （1）当行からの借入が最も多く、かつ、債務者区分が要管理先以下であるなど資金調達に関して当行に代替性がない程度に依存していること
  - （2）借入以外の通常の商取引については、当行との取引額が当該取引先の売上高（複数の会社等の業務執行者である場合には各会社の売上高）の2%超であること
3. 当行の主要な取引先（当行の経常収益の2%超程度の取引）またはその業務執行者
4. 当行から、役員報酬以外に一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える報酬を得ている者（弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタント）、または当該団体に所属する者
5. 当行から、一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える寄付金を得ている団体の業務執行者
6. その就任の前5年以内において上記2から5に掲げる者に該当していた者
7. 下記に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族および生計を一にする者
  - （1）当行または当行のグループ会社の重要な業務執行者（業務執行取締役、執行役員、部長およびこれらに類する重要な業務を執行する者、以下同じ。）
  - （2）上記2から5に掲げる者のうち重要な業務執行者にあたる者

以上

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

◎本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

◎その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

**証券会社に口座をお持ちの株主さま**

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

**証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）**

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

# 株主総会会場 ご案内略図

会場

伊予銀行本店 4階ホール  
松山市南堀端町1番地



(お願い) 駐車場は収容台数に限りがございますので、誠に申し訳ありませんが、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。